

# 北秋田市土地改良区

## 合併協議の歩み

～農業農村の持続的な発展のために～



平成 28 年 3 月 31 日

北 秋 田 市 土 地 改 良 区

秋田県土地改良事業団体連合会北事務所

北 秋 田 市 産 業 部

北 秋 田 地 域 振 興 局 農 林 部

# 目次

○挨拶	北秋田市土地改良区理事長	成田 光弘	p1
○祝辞	北秋田市市長	津谷 永光	p2
	秋田県北秋田地域振興局長	佐藤 博	p4
○旧四土地改良区からの言葉			p5
	北秋田市綴子土地改良区理事長	米澤 一	
	事務局長	三澤 民男	
	北秋田市鷹巣土地改良区理事長	成田 光弘	
	事務局長	山内 幸雄	
	森吉町土地改良区理事長	春日 正一	
	職員	宮野 明美	
	合川町土地改良区理事長	鈴木 勲	
	職員	杉渕 友紀	
○北秋田市土地改良区区域図			
第1章 経過報告並びに合併の概要			
1.1	経過報告		p23
1.2	合併の概要		p26
	(1)合併の方法		
	(2)新土地改良区の設立委員		
	(3)新土地改良区の基本事項		
第2章 合併協議の体制			
2.1	体制		p27
	(1)親会と幹事会		
	(2)研修会		
	(3)外部委員会		
2.2	研究会		p28
2.3	協議会		p30
2.4	事務所選定委員会		p33
第3章 合併協議の結果			
3.1	北秋田市土地改良区統合整備計画		p35
3.2	合併予備契約		p41
3.3	個別事項の検討結果について		p46

## 第4章 研究会及び協議会の議事運営

### 4.1 委員及び幹事

p47

- (1) 北秋田市土地改良区統合整備研究会
- (2) 北秋田市土地改良区統合整備推進協議会
- (3) 北秋田市土地改良区設立委員会

### 4.2 予算

p52

- (1) 収入収支決算の総括
- (2) 収支予算・決算の状況

## 参考資料

### 参考1 新聞記事（合併協議関連）

p58

平成23年6月16日～平成28年1月21日

### 参考2 合併啓発パンフレット等

- ① 「明日の農業・農村を担うために土地改良区の合併を！」  
(H23年度)

p97

- ② 「北秋田市内にある全ての土地改良区の合併のために」  
(H25.6月頃)

p101

- ③ 「北秋田市内土地改良区の中長期見通し」  
(H25.10月)

p103

- ④ 「鷹巣・合川町・森吉町・綴子土地改良区統合整備のあらまし」  
(H27.5月)

p108

- ⑤ 「北秋田市土地改良区の概要～農村地域の役割に担うために～」  
(H27.6.12、合併予備契約)

p114

- ⑥ これからも農村地域での役割を担っていくため、土地改良区の合併を進めます！」

p118

### 参考3 合併協議に関するQ&A（平成27年2月時点）

p124

### 参考4 研究会時点で使用したアンケート調査票

p150

### 参考5 新事務所選定委員会

p159

選定基準、候補地調査票等

### 参考6 先進土地改良区での研修

p162

□水土里ネット西津軽（青森県つがる市）

□美里東部土地改良区（宮城県遠田郡美里町）

## 編集後記

p187

## 【あいさつ】

北秋田市土地改良区理事長 成田光弘



この度、関係土地改良区組合員の皆様方の御理解と御協力をいただき、北秋田市内4土地改良区の合併が見事に実現し、新たに「北秋田市土地改良区」として誕生いたしましたことは誠に喜ばしく、今日までの経過を振り返りますと大変感慨深いものがございます。

また、今日まで多大な御支援並びに御指導していただいた関係機関の皆様に対しまして、衷心から深甚なる感謝を申し上げます。

合併に至るまでは、平成23年度に研究会を設立し平成25年度には推進協議会へ移行して、関係土地改良区理事長をはじめ各委員及び関係機関が一体となり、様々な角度から合併について熱い議論を重ねてまいりました。平成27年6月12日に合併予備契約調印を交わしましたが、それ以降も合併による効果を十分に発揮できるよう協議を行うなど最善の努力を尽くしてまいりました。

ご案内のとおり農業・農村を取り巻く環境は、農政改革やTPP協定など、これまでにない大きな転換期を迎えており、また、土地改良区においても組合員の減少や高齢化、未収金、維持管理対策など様々な課題に直面しております。

このような中、今後も農地や水などの農業基盤を適切に保全し、しっかりと次の世代に引き継いでいくという重要な役割を果たしていくため、組織体制の強化や運営の効率化に加え、行政機関との連携強化などを図りながら、組合員へのきめ細やかなサービス提供と効率的な農地・施設の保全管理の実現に向け努めてまいります。

終わりに、「北秋田市土地改良区」の新たな歴史がスタートいたしますが、地域の信頼と協力のもとで健全な土地改良区運営を目指し役職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、組合員の皆様のお力添えをお願い申し上げ挨拶といたします。

## 北秋田市土地改良区の合併を祝して



北秋田市長 津谷 永光

このたび、北秋田市鷹巣土地改良区、合川町土地改良区、森吉町土地改良区、北秋田市綴子土地改良区の合併により、北秋田市土地改良区が設立されましたことを心よりお祝い申し上げます。

新土地改良区設立に際し、多大なるご尽力を賜りました旧四土地改良区と秋田県はじめ関係者の皆様に、心からの敬意と感謝を表します。

旧四土地改良区はこれまで、各管内において効率的な土地利用を図るための土地改良事業を推進して組合員の付託に応えられ、市の基幹産業である農業はもとより地域経済の発展に大きく寄与してこられました。

時代の流れとともに、全国的にも人口減少と少子高齢化が加速するなかで、農村地域の都市化、混在化、過疎化の進行に加え、農業従事者の高齢化と担い手不足といった、早急に対応すべき多くの課題が生じるなど、農業を取り巻く環境も大きく変容しております。

このような状況のなか、秋田県土地改良区統合整備基本計画に基づいた土地改良区統合の機運が高まり、旧四土地改良区において協議が進められ、このたびの北秋田市土地改良区設立となりましたことは、地域農業の躍進の第一歩となるものと大いに期待するものであります。

新土地改良区設立に至るまで、平成 23 年 6 月設立の北秋田市土地改良区統合整備研究会において、効果的かつ安定的な組織体としての土地改良区の姿を考察し、様々な調査の結果に基づいた協議が重ねられるなか、市といたしましても、合併に向けた連絡調整や農業経営発展と土地改良事業の促進のための様々な支援をさせていた

だいたところであります。

その後、研究会が平成 25 年 8 月に北秋田市土地改良区統合整備推進協議会に移行し、組合員の皆様よりあたたかいご理解とご協力をいただきながら協議が深められ、平成 28 年 1 月 20 日に北秋田市土地改良区の合併認可を迎えられましたことは、ひとえに関係者の皆様の熱意と努力の賜物であります。

国営事業以外では面積、組合員規模とも県内最大となりました北秋田市土地改良区の今後の事業展開は、先進モデルとして県内外から熱い期待をもって注視されていくこととなります。

市といたしましても、昨年策定の「北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により農業振興に向けた様々な取り組みを展開してまいるところであります。北秋田市土地改良区設立によって、地域農業が抱える多くの課題の解決と組織の強化が図られ、大きく地域経済の活性化が推進されるものと確信いたしております。

結びに、北秋田市土地改良区の今後益々のご発展とご活躍を心から祈念いたしますとともに、関係者の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、お祝いのことばといたします。

## 北秋田市土地改良区の合併を祝して



秋田県北秋田地域振興局長 佐藤 博

北秋田市内の北秋田市綴子・北秋田市鷹巣・合川町・森吉町の四土地改良区による長年にわたる協議が整い、平成28年1月20日に合併認可の運びとなったことを、心からお祝い申し上げます。

平成25年に統合整備推進協議会を立ち上げてから2年にわたる真摯な協議を経て、昨年6月12日に合併予備契約の調印式を迎えたことは、まだ記憶に新しいところです。これまでの皆様の御努力と御英断に対し、改めて敬意を表する次第です。

県では現在、昨年7月に策定した「農政改革対応プラン」に基づき、TPP協定への対応も視野に入れながら、強い担い手づくりや収益力のある生産構造の構築、生産条件の不利な中山間地域への手厚い対策など、農業生産者の意欲的な取組を一緒になって推進しているところであります。

土地改良区は、これまで生産基盤の整備を通じ、農地と水をしっかりと保全してこられました。近年は、農家や自治会、婦人会、小学校など、地域一体となった協働活動を推進する中核として、多面的機能の発揮にますます積極的な関与が求められております。

このように、土地改良区に対し地域から寄せられる期待は、今後ますます大きくなっていくものと考えております。

この度の合併は、ますます複雑化し増大する地域ニーズに的確に応えていくため、組織体制の一層の強化を図るもので、非常に意義ある取組であり、本県における土地改良区合併の先進モデルになるものと確信しております。

最後になりますが、新生「北秋田市土地改良区」の今後の御発展を心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

# 旧四土地改良区からの言葉

(平成 27 年秋インタビュー)

## ■北秋田市綴子土地改良区

### 1.1 綴子土地改良区の変遷

- 昭和 21 年 8 月 7 日  
綴子村耕地整理組合（組合長：秩父威仙）発足。
- 昭和 22 年 2 月  
念願であった農業用水確保のため県営灌漑排水事業着工。
- 昭和 24 年 6 月 6 日  
旧来の耕地整理組合・水利組合法に代わり土地改良法が制定。
- 昭和 27 年 3 月 31 日  
綴子村土地改良区（初代理事長：山内清一郎）が設立。
- 昭和 29 年 8 月 4 日  
農地集団化改善事業が創設。
- 昭和 35 年 4 月  
農業基盤整備の制度化（食料増産から生産性向上へ）。  
[米価 4,162 円/60kg]
- 昭和 45 年 2 月 27 日  
米の生産調整本格化、増産から一転、減反政策がスタート。  
[米価 8,272 円/60kg]
- 昭和 56 年 4 月  
土地改良区新事務所が完成し入所。  
[米価 17,756 円/60kg]
- 平成 4 年 4 月  
低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業綴子地区がスタート  
(県内初の 1 h a 区画整理に着手)。  
[米価 16,391 円/60kg]
- 平成 8 年 11 月 22 日

大区画ほ場整備事業の面工事完了。区画整理工事と換地により農地集積が進展し、現在は80%（面積比）以上まで集約化。

[米価 16,392 円/60kg]

○ 平成 19 年 3 月 22 日

綴子大太鼓の里設立、「農地・水・環境保全」の取組を綴子地区 1 組織として土地改良区が一括で事務受託し活動開始（臨時職員 1 名採用）。

## 1.2 米澤 一 理事長より

### ○ 今までの合併協議を振り返って

綴子土地改良区としてなぜ今、合併しなければならないかと考えたときに、一つは農地面積が約 400ha と小さいこと、もう一つは綴子揚水機が昭和 29 年に設置されて 60 年以上が経過し、万一故障した場合に合併によって土地改良区の体制を強化しておかないと更新事業の応援が得られない恐れがあること、この二つが念頭にありました。やはり、将来のことを見据えると、合併を行って綴子揚水機を更新できる体制をしっかりと構築したいというのが、今回の合併に向かう当土地改良区の基本的な立ち位置でありました。

合併がうまく運んだ暁には、対象農地の面積が増えることによって、将来的には経常賦課金の単価を低減できる余地が出てくること、そして綴子揚水機の更新がちゃんとフォローされるということが非常に大切だとの認識の下、協議の場に臨んできました。

### ○ 綴子土地改良区の沿革

元来は米代川から新たに揚水機で取水するために設立されたような土地改良区ですので、設立前の綴子地域は、農業用のため池が数多く点在していました。特に、綴子川の沿線は、糠沢川沿いの農地に比べ、沢が狭く川の流量が少なかったため、“火事と言えば綴子だ”と言われるくらい、農業用水を始め様々な

利水に非常に苦勞してきた地域です。ギネスブックに載っている世界一の「綴子の大太鼓」の歴史も、水不足の解消を祈るといふ儀式に由来するものです。そのような来歴を踏まえてみれば、水に対する農民の気持ちは、本当に強いものがあり、綴子土地改良区の役割は言わば、水争いを鎮めるといふことが大きな部分を占めておりました。

## ○ 新土地改良区への期待

新たに合併した結果、四つの土地改良区とも、やって良かったと組合員みんなが喜べるものであってほしいと思います。

わが土地改良区は理論派が多く、今まで様々な意見が出てきましたが、いったんこうと決まれば約束事を率先して履行していけるものと自信を持っております。他の土地改良区とも一緒になって、今までの取り決め事項をしっかりと遵守し、新土地改良区の運営に当たっていただければと考えております。

特に、当土地改良区の未収金はほとんどゼロですので、賦課金の徴収手法と未収金発生に対する対処が今後どうなっていくのか、少し心配しております。

合併後においても、組合員が小細工などしなくとも何の心配もなく農業を経営していけるように、各種の土地改良事業を推進していただきたいというのが、切なる希望です。

## 1.3 三澤 民男 事務統括より

### ○ 土地改良区の歴史について

当地区は、毎年のように用水が不足し「住民の治安や人心の乱れ」が甚だしかったため、昭和22年米代川から揚水機による用水を行うため耕地整理組合を創設、「県営灌漑排水事業」に着手し、長年にわたる地区住民の宿願の一步を踏み出しました。

この事業は、400haの水田に対し、旧田代町地内の米代川からJR奥羽線の線路と国道7号線の地下をトンネルで横断後、山の頂上まで250馬力のモーターで20m揚水し、更に

1000mの区間について糠沢川の地下を逆サイホンで通す計画でした。農家には、いくら説明しても、サイホンの原理を納得してもらえず、事業の同意にかなり苦労したと聞いております。これを計画した、当時耕地整理組合長の故秩父威仙さんは、綴子宝勝寺の僧侶で若いときは高校の英語教師や幼稚園の園長、そして綴子村の村長も務められ、80歳過ぎまで専門学校の英語教師もしていた方です。地元の信望が厚い秩父さんでなければ、こんな夢みたいな事業はできなかつたのではないかと思います。

平成8年11月には、秋田県第1号の大区画ほ場整備事業の面工事が完了し、1区画が1haの大区画とパイプラインによる用水、暗渠排水が完成したことにより、農作業の高能率化と田畑ローテーションが容易となり大規模経営が可能になりました。この整備も、必要な用水量を確保できて農業用水の心配がなくなったからこそ計画通り進んだものと思っています。灌漑事業と大区画ほ場整備事業、どちらも先人の夢が現実として結実した偉業だと考えております。

#### ○ 維持管理について

ほ場整備から20年程度が経過し今後、管の破損や水漏れ等、パイプラインのトラブルが増加してくることが心配されますので、用水の事業担当者と連携を密にして対処していかねばならないと思います。

また、綴子揚水機については、パイプラインに直結の揚水機であり、この揚水機が止まれば綴子のほ場が全て用水ストップとなりますので、小さな不具合が出た都度補修してきているものの、最初に設置されてから50年近く経過していることを踏まえ、今後も定期的に早めの点検管理をしていかねばならないと考えています。

#### ○ 土地改良区の体制について

これまで土地改良区は、一人の職員が複数の業務を兼務しなければならず、専門的知識が身につけにくい傾向にあったと思います。今後は、より一層の業務改善を進めていかなければならないのは明らかですので、組合員へのタイムリーで的確な情報伝達をより円滑に行うことにより、組合員から信頼される土地改良区を目指して行ってほしいと思います。

## ○ 情報伝達について

国・県・市・土地連からの情報については、組合員へのきめ細かい開示・伝達方法を検討（広範囲になるので）し、末端の各組合員まで浸透（伝達）を図っていただきたいものです。土地改良区はあくまでも組合員の利益を追求しサービス（情報）の提供に努めていかなければならないと思います。

## ○ 賦課金回収について

全国・全県的に見て、土地改良区の未収金問題がだんだんと顕在化してきているように思われます。賦課金の回収は、徴収業務のやり方の見直しは言うまでもありませんが、その前段でいかに情報伝達（組合員サービス）を迅速かつ的確に行うかが重要です。組合員が事業の恩恵を実感として感じているかどうかで、賦課金の回収率は決まってしまうと言っても過言ではないと思います。

発生してしまった未収金の回収は、滞納処分に入っていない段階では、役員ではなく、まず職員です。最初から役員が回収に出向くだけでは、未収金の回収はなかなか実効性が上がりません。役員が回収に携わるのは、どうしても回収が困難な組合員に対する最後の手段と考えた方がよいと思います。

賦課金の回収に当たっては、・組合員が土地改良区の恩恵をうけること、・賦課金の収納体制を見直すこと、・万一発生した未収金は、先延ばししないで事務手順（理事会、土地改良法、税法）に従い早急に手立てを開始すること、以上の三点が重要です。

土地改良区は、組合員の協力の上に成り立っており、強力な取り立てまではしない方がいいという意見もあります。そうになると、まじめに納付している組合員の賦課金で土地改良区が運営していることになって、結果的に未納組合員の分まで負担していることとなります。これは、平等・公平の原則に反することとなりますので、極端に強行な取り立てということではなく、役職員が取立方法等について創意工夫して粘り強く、信念と自覚を持って回収にあたることが肝要と考えます。



(旧)北秋田市綴子土地改良区の役職員

## ■北秋田市鷹巣土地改良区

### 2.1 成田 光弘 理事長

#### ○ 今までの合併協議を振り返って

平成 23 年 6 月、合併の研究会が始まるということで、当土地改良区の理事会に諮ったところ、参加してみるか、話を聞いてみるか程度の様子見でありました。それが 2 年経って協議会に移る頃には、話が煮詰まってきた、やはり合併を進めなければいけないという機運が高まってきました。

平成 25 年 8 月には合併協議会に移行しましたが、そのときは、北秋田市長が協議会長となり、県や市、土地連がメンバーに入っている、やはり合併に向かって努力しなければいけないとの思いが強まってくるとともに、いよいよだなという緊張感がだいぶ出てまいりました。特に、平成 26 年度に開催された新事務所の選定委員会では、各土地改良区の意向や考え方が具体的に出されましたので、当方としてもいろいろと考えさせられるものがありました。

平成 27 年 6 月 12 日の合併予備調印の席では、各土地改良区の協議会委員や行政関係者、報道機関など、大勢の人が見守る中、各理事長一人一人が合併予備契約書に署名・押印することでしたので、かなり緊張しました。調印後は、これでやっと合併の道筋が見えてきたと安堵したものです。

平成 27 年 9 月 12 日、合併承認の臨時総(代)会が 4 土地改良区で同日開催されました。総代会に合併承認の議案を提出する前に、理事会で議案をしっかりと確認し合意を得ていた、総代会では大きな支障なく承認していただけるだろうとの予測はありました。総代会の開会あいさつの場を借り、今までの合併協議の経緯を詳細に報告させていただき、4 土地改良区が合併協議の中で基本合意していることを踏まえた上で合併を承認していただきたいと、採決をお願いしました。結果的に、特段

の質問もなく全員一致で議決されましたので、この協議に携わった者として、納得のいく良い議事進行だったと思います。

## ○ 鷹巣土地改良区の沿革

土地改良法の施行を受け、昭和 27 年に鷹巣町坊沢堰・同鷹巣堰・同太田堰の三つの土地改良区が発足しました。昭和 46 年、以上三つの土地改良区に加え、鷹巣町高野尻と同摩当の二つの土地改良区の五つで、「北秋田郡鷹巣町土地改良区」が新設合併になりました。昭和 58 年には鷹巣町向黒沢土地改良区を吸収合併した後、平成 9 年、鷹巣町脇神・同陣場岱・同泉岱・同小猿部の 4 土地改良区との間で「鷹巣町土地改良区」が新設されました（農地面積 1,050ha）。平成 17 年には、鷹巣町今泉土地改良区を吸収し、現在の「北秋田市鷹巣土地改良区」になりました。今まで、全部で 11 土地改良区との合併を繰り返し、農地面積は約 1,300ha、組合員数は約 1,400 名の規模で現在に至っております。

こうして土地改良区が合併を重ねてきた経緯の基になっているのは、三つの主要な取水源である堰根（頭首工）が度重なる洪水被害や砂利採取（河床低下）による取水障害に起因する機能低下が著しく、三堰の統合による鷹巣三堰揚水機場という大事業を昭和 61 年に完了したことであります。

## ○ 新土地改良区への期待

四つの土地改良区の合併により面積で約 3,400ha、組合員数で約 4,000 名と、県内でも大規模な土地改良区が誕生することになります。また、一市の中で一つの土地改良区になるということも、県内の先進的な合併事例です。これからは、市・県等の行政機関との連携をより一層堅固なものとして土地改良区の運営基盤をより力強くするとともに、予算面からも市との協働効果が確実に反映されたものになってくると考えております。もちろん、組合員へのサービス向上のために、運営経費の節減を図っていかなければならないことは論を待ちません。

## ○ 組合員及び役職員へのメッセージ

今までの合併協議に当たっては、様々な面で御理解と御協力をいただき、大変お世話になりました。合併により土地改良区の規模は大きくなりますが、現在の北秋田市鷹巣土地改良区の各地区の皆様には一切不便をかけないことはもちろん、今まで以上に、合併して良かったとの利便性を実感していただけるように一所懸命対応してまいります。

役職員の皆さんには、今まで、我慢するところは我慢しながら、一致団結して誠心誠意がんばってもらったことが、大合併の喜びをみんなでお祝いできる結果となりました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

## 2.2 山内 幸雄 事務局長(兼)会計主任

### ○ 鷹巣三堰揚水機場にて

この施設は、当土地改良区で管理する施設の中で最も大きい揚水機場で、昭和 55 年から 61 年にかけて県営のかんがい排水事業で造られました。名前の由来は、今から 300 年以上も前、米代川や旧田代町の早口川から取水していた三つの堰、坊沢堰と鷹巣堰、太田堰を統合したことから三堰と称しています。

当時の堰根は、原始的なもので洪水のたびに破損・流失し、その都度復旧しなければならず、膨大な費用と労力を投じていました。このため、三堰を合同して経費節減を図りたいという議論が、幾度ともなく行われてきたとのこと。そうした中、昭和 36 年に発生した第 2 室戸台風による大洪水で決定的な打撃を受けましたが、かんがい排水事業と災害復旧事業の同時施工により、昭和 41 年にようやく旧三堰揚水機場が完成しました。

旧三堰揚水機場が完成してから 10 数年後、米代川の水位低下や河床低下により、ポンプの過負荷運転等無理な揚水管理が続いたため、ポンプ本体やモーターの破損が頻発しました。これを解消す

るため、新たに揚水機場を整備することになり、現在の姿になりました。現在は6地区、約470haにかんがいであります。

### ○ 合併に向けて

合併することで職員が増えますので、組織体制の強化が図られますが、まず行うべきことは全ての管理施設を十分に把握することです。管理する面積や施設の数が多く、しっかりとした把握に時間がかかりますが、施設の来歴と現状、今後の更新計画をしっかりと認識することにより、通常の定期的な維持管理や施設の補修整備、さらには各種事業の実施による抜本的な更新整備等をタイムリーに行っていくことが可能となりますので、必然的に組合員へのサービス向上につながっていくものと確信しております。

これまでも、当土地改良区は新設合併や吸収合併の経験がありますが、今回は北秋田市内で一つとなる大合併です。新土地改良区として、組合員の皆様はもとより、北秋田市等の行政に対しても、貢献できる役割は今後ますます大きくなっていくものと思います。新土地改良区の業務運営がスムーズに行くよう、微力ながら精一杯頑張っ頑張って参りたいと考えておりますので、組合員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。



(旧)北秋田市鷹巣土地改良区の役職員

## ■ 森吉町土地改良区

### 3.1 春日 正一 理事長

#### ○ 合併協議を振り返って

平成 23 年 5 月の 4 土地改良区の協議の中で、統合整備研究会の設立が決まり、その年の 6 月に正式に設立されました。その後、平成 25 年には研究会から推進協議会に移行したわけであるが、やはりなんと言っても経常賦課金のあり方が一番の問題だったと思います。当土地改良区は、単価が一番低かったものですから、合併後の均一単価の話について、組合員の了解を得るのが本当に大変でした。

#### ○ 森吉町土地改良区の沿革

土地改良区の執行体制強化と組合員の負担軽減のため、平成 5 年 3 月 31 日付けで県知事認可を得て、四つの旧土地改良区（本城、浦田、米内沢、前田）が新設合併となり、現在の森吉町土地改良区が誕生しました。

本城と浦田の二つの土地改良区は、昭和 26 年頃、米内沢と前田の二つは昭和 40 年頃に設立されておりました。平成 25 年度には、旧阿仁町の吉田地域が新たに加入となり、現在、県営ほ場整備事業を実施中であります。現在の農地面積は約 650ha、組合員数は約 950 名の規模となっております。

#### ○ 新土地改良区への期待

組合員の皆様へのサービス向上の基盤となる土地改良区の執行体制については、合併により管轄範囲が大きくなったとは言え、今まで以上に組合員ニーズに迅速かつ的確に対応していくことが強く求められています。新土地改良区の役職員は、常に組合員の目線に寄り添った運営を心がけていく必要があるものと考えております。

### 3.2 宮野 明美 職員

#### ○ 森吉町土地改良区の合併について

平成5年度に町内の土地改良区が統合して、森吉町土地改良区となりました。合併前から、県営土地改良総合整備事業米内沢地区、県営低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業白坂地区が着工していましたので、合併前の職員から引継ぎして担当することになりました。

#### ○ 白坂地区について（現場にて聴取）

この白坂地区は、21世紀型水田農業モデルほ場整備事業というソフト事業があり、年度毎の事業費の10%が助成されるもので、集積の目標が達成されれば、それまでの積立金を繰上償還に充てて農家の負担金がなくなるという事業でした。そういう説明で関係農家から同意書をもらったところ、実際には助成率が5%以下まで下がり、不足分の助成について旧森吉町へ何度もお願いに行きました。最終的には、約5%まで助成率を上げることができました。その後、事業による農地の集積実績が認められて繰上償還を行いました。全ての負担金の償還は、平成27年度で完了の運びとなります。

換地については、面工事が始まる前にある程度決まっておりましたので、当初から農家の配分面積に沿った区画配置としました。1ha区画の造成は当時、北秋田管内ではここ白坂地区と綴子地区だけでした。綴子地区はきっちり1haの区画ですが、ここは、事前換地の手法を取り入れた結果、各農家の配分面積に合わせた畦畔の配置となったことから、一つの団地の中で畦畔位置が揃っていないことが特徴になっています。

この事業を行ったことにより、特に用水関係の維持管理費が大幅に減り、事業前は5千円だった管理費が今は半分ほどになっております。事業前のほ場は、1反歩以下の区画のところがあったほか、農道さえないところもありました。事業によりパイプライン化されて水路敷地がなく農道ターンも可能になりま

したので、農作業の効率がとても良くなったと思います。事業前の状況では、農作業を受けてくれる人も次第にいなくなって、耕作放棄地になる可能性も大きかったのではと思います。

白坂地区は、事業に着手する前から遺跡の出るところでしたので、工事と同時に発掘調査も行いました。このため、事業費が予定より高額になりました。白坂地区の現場に設置した記念碑にある岩偶のモチーフは、その発掘調査で出土した大変珍しいもので、当時は新聞等で大々的に報道されました。多くの見学者が来るなど、工事が一時的に中断されることもありました。事業の完成記念として、白坂地区で発掘された岩偶を記念碑にしてもらいたいと地元が要望し、秋田大学の先生がデザインを考案し記念碑にしたものです。

北秋田市土地改良区の合併により、職員の人数が増えます。今まで以上に職員が施設や組合員に出向く機会が多くなり、組合員からの要望をじっくりと聞くことで、きめの細かい組合員サービス等を通じて組合員との良好な関係がより一層発展するものと思います。私の勤務期間はほとんどが一人体制でしたので、日常の業務を問題なくこなすだけで精一杯でした。これからは、職員体制が整うことにより、農地と水を守るために組合員と一体となった専門性の高い施設管理をしていくことができると思います。

組合員あつての土地改良区です。今後は、組合員の意見をなお一層真摯に聞いて、その声に応じたサービスの提供を凶っていただきたいと思います。土地改良事業には様々なものがありますが、事業の実施にはどうしても農家負担が伴います。組合員の皆さんの負担ができるだけ少なくなることを考えて事業を推進し、施設の長寿命化を凶っていただきたいと念じています。

合併によって、今まで以上に土地改良区に入って良かったと言ってもらえるような運営を期待するものです。



(旧)森吉町土地改良区の役職員

## ■ 合川町土地改良区

### 4.1 鈴木 勲 理事長

#### ○ 土地改良区の来歴について

この地が開田されて水がひかれたのは、文献によれば中世で、早い地域では天正19年（1591）には村ができたほか、八幡岱新田地域は寛文12年（1672）の開田との記載があります。

昭和40年代の県営ほ場整備事業を実施する前は、ほ場の区画が3aと小さく、農耕は小型耕運機、田植えは人力による作業が主、幹線水路はあるものの農道は皆無に等しく、水路と排水路の用途区分がない用悪水路で水利の便が悪く、耕作上大きな障害になっていました。営農状況は、水稻単作地帯で、1戸当たり耕作面積は約1haでした。

当土地改良区は、全国初の通年施工によるほ場整備を行うため、合川町李岱・同三木田・同三里・同西根田・下大野村増沢羽根山の五土地改良区が合併して昭和44年3月に設立されました。平成元年には、阿仁川の渇水のため農業用水が取水できず、臨時のポンプ数十台を設置して急場をしのいだこともあったようで、当時はそれだけのポンプを借り上げるのに土地改良区として大変苦勞したようです。

設立当時の職員のうち、現在2名が理事を務めておりますが、それ以外の役職員は退任・退職し、今の体制になったのは平成25年4月16日からです。

#### ○ 統合整備研究会（平成23年6月～25年8月）について

合川町土地改良区の課題は三点であり、生産基盤の整備・維持管理、ストマネの計画的な推進、多面的機能の十分な発揮がありますが、研究会での先進地研修等で、統合により組織力の強化及び行政、関係農業機関との連携強化により課題が解決するのではないかと、早期に合併しなければと感じました。

○ **統合整備協議会（平成 25 年 8 月～27 年 11 月）について**

一番の思い出は、新事務所の決定です。当土地改良区の総意は、合川地内にある公共施設を活用した、合川駅前近辺に新事務所を設置していただきたい旨を強くお願い致しましたが、施設の耐震性等の理由から答申がなかった事が残念です。

○ **合併予備調印（平成 27 年 6 月 12 日）について**

実際に合併予備調印を行った時、協議会長の挨拶を聞いて責任の重大さにサインする手が震えました。と同時に、最後に閉会の言葉を聞いて、本当に安堵いたしました。その後、同年 8 月の拡大幹事会では、午前 9 時から昼食抜きで午後 5 時過ぎまで長時間にわたり真剣に話し合いが行われました。組織の合併というものがいかに大変で重要な課題であるのかということを感じました。

○ **当土地改良区での合併承認（平成 27 年 9 月 12 日）について**

合併承認がやっと議決されて、それまでの役職員の努力と組合員のご理解が成就しましたので、今後の新土地改良区の基盤強化につながるものと確信いたしました。

○ **新土地改良区への期待について**

合併前の合川町土地改良区は、全国初の通年施工による県営ほ場整備事業をやり遂げた土地改良区と自負していましたが、当土地改良区の名称がなくなることにより一抹の淋しさを覚えるものです。先人の役職員並びに組合員の皆様方には、本当に深く感謝申し上げる次第です。

これからは、農業の担い手の育成と担い手への農地集積による農業経営の安定はもとより、農地の多面的機能の発揮による国土保全等への寄与など、JA や市、県等関係機関と連携して組合員へのサービスが目に見えて向上するよう、合併の効果によって土地改良区の運営基盤がより一層強化されることを期待いたします。組合員の皆様からの御要望に対しても、今まで以上にきめ細かく迅速に対応するようになりたいもので

す。

最後になりますが、今まで合併の推進に向けて御努力いただいた役職員の皆さんには心から感謝いたしますとともに、各組合員の甚大な御理解と御協力に深くお礼を申し上げます。関係機関の益々の御発展と関係各位の御活躍に対しましても、心から感謝申し上げます。本当に有難うございました。

## 4.2 杉渕 友紀 職員

### ○ 米内沢頭首工現地にて

本頭首工の始まりの時期は定かではありませんが、ある文献によれば、1600～1700年代に引水したと記されております。

当初の構造は木工沈床でしたが、昭和36年に県営用水改良事業により、コンクリート固定堰及びローラーゲート式洪水吐水門に施工されました。その後も度重なる洪水等により、固定堰や水門関係等が劣化し取水に支障をきたしたことから、昭和54年～56年にわたり県営ため池等整備事業（用排水施設整備）により改修して現在に至っています。

頭首工の維持管理については、米内沢頭首工管理委員会を設置し、頭首工並びに幹線用水路の維持管理に努めています。また、本頭首工は、旧森吉町の一部と旧合川町の一部を受益としており、合川町土地改良区の受益農地の約半分近くが、本頭首工の水掛かりとなっております。幹線用水路の延長は約10km近くに及ぶため、頭首工のほか幹線用水路の維持管理にも苦勞してきました。

### ○ 合併を迎えて

合川町土地改良区が設立されてから50年近くが経ち、この度の合併によりその歴史に幕を閉じますが、新土地改良区になってからも組合員の皆様にとって今まで以上に身近で頼られる存在になれるよう、日々精進していきたいと思います。

合併により、職員体制が充実し、これまで以上に組合員の皆

様の御要望に迅速に対応することで、より良いサービス提供をしていけるものと思っております。



(旧)合川町土地改良区の役職員



# 第 1 章

## 経過報告並びに合併の概要



綴子小学校の児童といっしょに田植え作業  
(日本型直接支払[資源向上共同活動])

## 第1章 経過報告並びに合併の概要

### 1.1 経過報告

- 北秋田市として旧4町（鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町）が合併した平成17年に「北秋田市土地改良区連絡協議会」が発足し、合併に関する調査等に着手。
- 平成23年6月  
市内4土地改良区、市、県及び県土地改良事業団体連合会による「北秋田市土地改良区統合整備研究会」を立ち上げ、統合整備の必要性や方向性などについて意見交換や検討会等で議論を重ねる。
- 平成25年8月  
統合に関する合意事項となる基本方針が概ね固まったため、合併を前提とした「北秋田市土地改良区統合整備推進協議会」へ移行。
- その後、推進協議会の場で、平成28年1月の合併を目標とし、新事務所候補地選定や統合整備計画書（案）等の検討を実施。
- 平成27年5月  
6回目の推進協議会を開催し「北秋田市土地改良区」設立に向けた最終の協議が整う。
- 平成27年6月12日  
合併予備契約調印式を挙行。合併により、強固な経営基盤の確立、組織体制の充実・強化が図られることにより、組合員サービスの向上や農地の良好な保管理、経費節減や事務の迅速化等、多くのメリットが得られる予定。
- 平成27年8月  
4土地改良区による全土地改良区の財務確認を経て、同年9月12日、4土地改良区の合併総（代）会において合併を各々承認。
- 平成27年11月24日、推進協議会を解散した後、「北秋田市土地改良区設立委員会」が設立され、平成28年1月の合併認可に向けた具体的な作業に着手。
- 平成27年12月  
11月から計3回の設立委員会を開催し、同年12月25日付けで合併認可申請。
- 平成28年1月20日  
秋田県北秋田地域振興局長より設立委員会委員長及び同副委員長あてに、合併認可書を交付。晴れて、「北秋田市土地改良区」が発足。

表 1.1-1 合併に至る検討経緯

開催年月日	会議等の種類	主な協議・検討内容
平成23年 6月15日	第1回研究会	○ 研究会規約、役員 ○ 研究会事業計画
平成23年 9月 2日	第1回研修会	○ 「土地改良区の統合整備に向けて」 秋田県土地連 水戸常務理事 ○ 「地域とともに歩む土地改良区を目指して」 寒河江川土地改良区 高橋理事長
平成24年 2月20日	第2回研究会	① 合併の方法 ② 総会又は総代会 ⑤ 役員任期 ⑥ 理事長の勤務形態 ⑩ 借入金 ⑭ 定款・諸規程の調整 ⑳ 維持管理 ㉑ 事業計画
平成24年 3月12日 ～13日	第1回視察研修	○ にかほ市土地改良区 ※県内初の1市1土地改良区の合併事例
平成24年 8月 2日	第3回研究会	③ 総代の定数 ④ 役員の定数 ⑨ 未収賦課金 ⑫ 新土地改良区の名称 ⑮ 総代の選挙区及び各選挙区の定数 ⑯ 役員の選挙・選任の方法 ⑰ 役員の被選挙区及び各被選挙区の定数 ⑱ 組織及び運営 ⑲ 財産の調整
平成24年11月29日	第4回研究会	⑦ 役員報酬 ⑪ 職員の待遇
平成24年12月12日	第2回研修会	○ 「明日の秋田を創る土地改良区」 県農地整備課 下山課長
平成25年 1月15日 ～18日	各土地改良区説明会	⑧ 経常賦課金
平成25年 4月15日	第5回研究会	
平成25年 7月17日	各土地改良区理事会	○ 推進協議会への移行について
平成25年 8月 8日	第6回研究会	
平成25年 8月30日	推進協議会設立総会	○ 規約承認及び役員選任 ○ 事業計画及び収支予算

開催年月日	会議等の種類	主な協議・検討内容
平成26年 2月26日	第2回推進協議会	○ 統合スケジュール
平成26年 3月 6日 ～7日	第1回視察研修	○ 西津軽土地改良区（青森県）
平成26年 6月 4日	第3回推進協議会	○ 役員の選任 ○ H25事業報告及び収支決算、監査報告 ○ H26事業計画及び収支予算 ○ 統合整備計画の確認
平成26年 9月 5日	第4回推進協議会	○ 収支予算の再検討 ⑬ 新事務所の場所（検討方針）
平成26年10月 9日	第1回事務所選定委員会	○ 選定基準及び第一次審査
平成26年11月20日	第2回事務所選定委員会	○ 現地調査
平成27年 1月16日	第3回事務所選定委員会	○ 土地改良区からの意見聴取
平成27年 2月 4日	第4回事務所選定委員会	○ 第二次審査及び答申案作成
平成27年 2月25日	第5回推進協議会	⑬ 新事務所の場所（候補地答申）
平成27年 5月21日	第6回推進協議会	○ 役員の選任及び新事務所の場所 ○ H26事業報告及び収支決算、監査報告 ○ H27事業計画及び収支予算 ○ 統合整備計画、合併予備契約書 等
平成27年 6月12日	第7回推進協議会	○ 合併予備契約調印
平成27年 8月12日	第17回（拡大）幹事会	○ 財産確認 等
平成27年 9月12日	各土地改良区総（代） 会	○ 合併承認 ○ 未収金処理 等
平成27年11月24日	第8回推進協議会 第1回設立委員会	○ 推進協議会解散及び財産の引継 ○ 委員会規約及び役員選任 ○ 事業計画及び収支予算 等
平成27年12月 1日	第2回設立委員会	○ 合併認可申請書類
平成27年12月25日	第3回設立委員会	○ 合併認可申請
平成28年 1月20日	合併認可書交付式	○ 合併認可書の交付

## 1.2 合併の概要

### (1) 合併の方法

合併して新土地改良区を設立し、関係土地改良区は解散。

### (2) 新土地改良区の設立委員

関係4土地改良区から、各5人。組合員のうちから選任。

### (3) 新土地改良区の基本事項

- 名称 北秋田市土地改良区
- 地区 関係土地改良区の定款に定める地域
- 事業 関係土地改良区の定款に定める全事業
- 組合員数 4, 0 1 2 人
- 面積 3, 3 9 9 h a
- 事務所 北秋田市栄字太田9番地2
- 総代 定数60人
- 役員 定数は理事21人、監事4人  
(注)1期目に限り理事は25人
- 職員 8人(正職員)

### (注)旧4土地改良区の概要 (平成27年7月1日現在)

(旧)北秋田市鷹巣 土地改良区 組合員数：1,440人 面積：1,327 ha 総代数：74人 理事数：16人 監事数：3人 職員数：3人	(旧)合川町 土地改良区 組合員数：1,248人 面積：946 ha 総代数：50人 理事数：14人 監事数：4人 職員数：2人	(旧)森吉町 土地改良区 組合員数：950人 面積：655 ha 総代数：52人 理事数：13人 監事数：4人 職員数：1人	(旧)北秋田市綴子 土地改良区 組合員数：399人 面積：472 ha 総代数：総会制 理事数：12人 監事数：3人 職員数：2人
--	---	---	--

#### 【参考】県内土地改良区の状況等

- 県内土地改良区数
  - ・平成27年4月時点 106土地改良区
  - ・平成28年4月時点 84土地改良区(予定:5地区で合併)
- 北秋田市土地改良区の規模
  - ・国営事業以外の土地改良区では、面積・組合員規模で県内最大
  - ・1市1土地改良区の合併モデルとして期待

## 第2章

### 合併協議の体制



1 町歩ほ場での田植え  
(坊沢地域)

## 第2章 合併協議の体制

### 2.1 体制

#### (1) 親会と幹事会

- 親会（研究会又は協議会）は、合併の各種議案を決定する場である。
- 拡大幹事会は、関係土地改良区の理事長と担当職員により構成され、親会に提案する議案を審査する場として位置づける。
- 幹事会は、関係土地改良区の担当職員により構成され、議案の素案作成や、それに必要な調査（先進地のアンケート調査、関係土地改良区の実態調査等）や資料の収集（決算書類等）及び分析（経営試算等）を行う。

#### (2) 研修会

- 先進的に合併した土地改良区を訪問し、合併の経緯や課題、合意形成の方法等について面談等を行うもの。
- 行政や土地改良区の関係者を招へいし、講演会を開催することにより、合併の意義や効果等について啓発するもの。

#### (3) 外部委員会

- 専門的な知識や経験に基づいて議論しなければいけないテーマについて、外部の有識者による委員会を組織し、一定の結論を得て親会に諮問するもの。

## 2.2 研究会

### 北秋田市土地改良区統合整備研究会規約

#### (名称及び事務所)

第1条 この研究会は、北秋田市土地改良区統合整備研究会(以下「研究会」という。)と称し、事務局を北秋田市役所産業部農林課内に置く。

#### (目的)

第2条 この研究会は、北秋田市管内土地改良区の統合強化の必要性及び今後の推進等について必要な事項の調査、分析等を行い、土地改良区のあるべき姿を基本構想として策定すると共に、特に組織の再編整備を図り運営基盤を強化し、効果的かつ安定的な組織体としての土地改良区の育成に資するものとする。

#### (業務)

第3条 この研究会は次に掲げる事項に関し協議を行う。

- (1) 統合整備に関する現状分析
- (2) 統合整備の基本的事項
- (3) 統合整備の構想及び計画等
- (4) その他

#### (組織)

第4条 この研究会は次の委員をもって構成する。

- (1) 北秋田市の各土地改良区理事長ほか4名
- (2) 北秋田市産業部農林課長
- (3) 北秋田地域振興局農林部農村整備課長
- (4) 秋田県土地改良事業団体連合会北事務所長

#### (任期)

第5条 委員の任期は原則として3年とする。

#### (役員)

第6条 この研究会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、監事4名

2 会長、副会長及び監事は委員の互選による。

- 3 会長は研究会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 監事は、この研究会の業務及び会計を監査する。

(研究会の開催)

第7条 研究会は会長が招集し、議長となる。

- 2 研究会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(幹事会)

第8条 研究会の協議に係る事項の事務的検討及び整理するため幹事会を置く。

- 2 幹事は、次の組織の職員をもって構成する。

- (1) 関係土地改良区役員及び職員
- (2) 北秋田市担当職員
- (3) 北秋田地域振興局農林部農村整備課管理班職員
- (4) 秋田県土地改良事業団体連合会職員

- 3 会長は必要に応じ会長、副会長を含めた拡大幹事会を招集することができる。
- 4 会長は必要に応じ幹事以外の職員も招集することができる。

附 則

この規約は、平成23年6月15日から施行する。

## 2.3 協議会

### 北秋田市土地改良区統合整備推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、北秋田市土地改良区統合整備推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、土地改良区の統合整備について、必要な事項の調査・研究及び協議を行い、統合整備の推進を図るものとする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の事項を調査・研究及び協議する。

- (1) 統合整備にかかる基本的事項
- (2) 統合整備の目的及び効果
- (3) 統合整備構想
- (4) その他統合整備推進に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次の職にある委員をもって構成する。

- (1) 北秋田市鷹巣土地改良区の理事長ほか役員4名以内
- (2) 合川町土地改良区の理事長ほか役員4名以内
- (3) 森吉町土地改良区の理事長ほか役員4名以内
- (4) 北秋田市綴子土地改良区の理事長ほか役員4名以内
- (5) 秋田県土地改良事業団体連合会総務企画部次長（兼）広報・渉外班長
- (6) 北秋田市市長
- (7) 北秋田市副市長
- (8) 北秋田市産業部長
- (9) 北秋田市産業部農林課長
- (10) 北秋田地域振興局農林部農村整備課長

(役員及び役員の任務)

第5条 協議会に、会長1名、副会長5名及び監事2名を置く。  
会長、副会長及び監事は、委員の互選とする。

- 2 会長は、北秋田市長職にある者を充て、会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、会務を監査する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、議長は会長が指名する。

- 2 協議会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(幹事会)

第7条 所掌事項を調査・研究するため、協議会の下に幹事会を設置し、幹事長を置くものとする。

- 2 幹事会は、次の職にある者をもって構成する。
  - (1) 北秋田市産業部農林課長
  - (2) 第4条に掲げる土地改良区の職員
  - (3) 秋田県土地改良事業団体連合会北事務所長
  - (4) 北秋田市産業部農林課担当職員
  - (5) 北秋田地域振興局農林部農村整備課管理班担当職員
- 3 幹事長は、北秋田市産業部農林課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は必要に応じて開催し、第4条に掲げる土地改良区の理事長に出席を求めて、意見を聞くことができる。

(会計)

第8条 協議会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を北秋田市産業部農林課内に置く。事務局は、同課職員をもってこれに充てる。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。
- 2 この規約施行後最初の会計年度は、平成 25 年 8 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

## 2.4 事務所選定委員会

### 北秋田市土地改良区事務所選定委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、北秋田市土地改良区事務所選定委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、北秋田市土地改良区統合整備推進協議会（以下「協議会」という。）規約第6条による協議会の外部諮問委員会とし、北秋田市内の現4土地改良区が合併した北秋田市土地改良区（以下「新改良区」という。）の事務所候補地の調査、審査及び絞り込みを行い、特定の候補地を選定した上で協議会に報告することを目的とする。

(業務内容)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新改良区の事務所候補地に関する情報収集、調査
- (2) 新改良区の事務所候補地の選定基準の策定
- (3) 新改良区の事務所候補地の絞り込み
- (4) 新改良区の事務所候補地の選定結果の報告書作成
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な業務

2 新改良区の事務所候補地は、各土地改良区の意見を十分に尊重したうえで、別表2によることを基本とする。

3 委員会は、前項に関する業務の一部について必要に応じ、外部の専門家等を招集し、その意見を聴取することができる。

(委員)

第4条 委員会の委員は、別表1による。

- 2 委員の任期は、平成27年3月までとする。
- 3 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
- 5 前項の役員は、第1回の委員会の会議において、委員が互選する。
- 6 委員長は、委員会を総理し代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

8 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

9 役員は、無報酬とする。

#### (委員会の成立)

第5条 委員会は、現員総数の過半をもって成立する。

2 委員会の議事は、委任を含む出席議員の過半をもって決する。

3 議案の採決に当たっては、最初から委員長も参画する。

4 やむを得ない理由により委員会に出席できない会員は、他の出席委員に職務を委任することができる。

#### (議事録)

第6条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、出席した委員数、委任した委員数

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は後日、委員会に出席した委員に回覧し、各委員の了解を得なければならない。

4 議事録は、事務所に備え付けておかななければならない。

#### (事務局)

第7条 委員会の業務を執行するため、秋田県北秋田地域振興局農林部農村整備課内に事務局を置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な書類一式を備え付けておかななければならない。

#### (細則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営上必要な細則は、委員長が別に定める。

#### 附 則

1 この規約は、平成26年10月9日から施行する。

# 第3章

## 合併協議の結果



合川地域の大事な取水源、米内沢頭首工  
(阿仁川)

## 第3章 合併協議の結果

### 3.1 北秋田市土地改良区統合整備計画

(平成27年6月、北秋田市土地改良区統合整備推進協議会)

#### 北秋田市土地改良区統合整備計画

##### ○はじめに

我々土地改良区は、生産基盤の整備を通じて、農業の発展や食料の安定供給、更には地域の環境保全等にも寄与しているところであるが、一方では、後継者や担い手不足等による耕作放棄地の拡大、農村コミュニティの崩壊などに加え、農業の国際化の進展や、減反政策の転換など、農業農村を取り巻く情勢は大転換期を迎えている。

このため、今後展開する土地改良事業は、生産基盤の整備等により経営の安定化を確保することはもとより、農村の生活環境の整備や自然環境の保全にも目を向けながら、地域農業の振興と併せて地域の活性化をも図るという観点に立ち、行政と一体となって計画的に取り組むことが極めて重要である。

しかしながら、このような重大な責務を担う北秋田市鷹巣土地改良区、合川町土地改良区、森吉町土地改良区及び北秋田市綴子土地改良区の実情を直視すれば、厳しい農業情勢によって財政基盤の脆弱化が進み、小規模であるが故の組織体制再構築の困難性を極めてしているのが偽らざる現状である。

平成25年8月30日に、上記4土地改良区により設立した北秋田市土地改良区統合整備推進協議会は、賦課金運営を基本とする土地改良区にとって財政基盤が弱体化しつつある現状と、急激に変化していく社会状況に従前体制で対応していくことの限界を共通認識とし、先ず自らの足元を固めること、即ち土地改良区の統合整備を通じた体制強化や運営の効率化を実現することが急務であることを確認した。

このようなことから、北秋田市土地改良区統合整備推進協議会は、当該4土地改良区の合併を実現するため、次のとおり北秋田市土地改良区統合整備計画を定めるものとする。

#### 1 合併の方法、時期その他当該合併の推進に関する事項

##### (1) 関係土地改良区

本計画に参画すべき土地改良区は、次の4土地改良区（以下「関係土地改良区」という。）とする。

北秋田市鷹巣土地改良区

合川町土地改良区

森吉町土地改良区

北秋田市綴子土地改良区

##### (2) 合併の方法

合併は、新設合併（新設する土地改良区を以下「新土地改良区」という。）とする。

(3) 合併予定期日

合併は、平成28年1月20日を目標とする。

(4) 関係土地改良区の設立委員の数

関係土地改良区の設立委員数は、各5人とする。

(5) 財務等の確認

関係土地改良区は、平成27年8月中旬までに同年6月30日（以下「合併財務等確認日」という。）現在の次に掲げる書類を交換し、相互に確認するものとする。

ア 仮事業報告書

イ 仮収支決算書

ウ 財産目録

エ アからウまでに掲げる書面の合併財務等確認日から合併予定日（平成28年1月20日）までの事業、収支、財産の変動予定を記載した書面

(6) 合併のための総（代）会開催期限

関係土地改良区は、平成27年9月中旬までに総（代）会を開催し、次の事項を議決する。

ア 合併の承認

イ 合併予備契約書の承認

ウ 設立委員の選任

エ (5) アからエまでに掲げる書類

(7) 合併予備契約の締結

関係土地改良区による合併予備契約は、この統合整備計画策定後、速やかに締結するものとする。

2 定款及び諸規程類の調整に関する事項

(1) 土地改良区の名称

新土地改良区の名称は、北秋田市土地改良区とする。

(2) 事務所所在地

新土地改良区の仕事所は、北秋田市栄字太田9番地2に置く。

(3) 地区となる地域

新土地改良区の地区は、関係土地改良区の定款に定める地域とする。

(4) 事業

新土地改良区の仕事は、関係土地改良区の定款で定める全事業とする。

(5) 定款及び諸規程の調整

定款及び諸規程は、この統合整備計画に定めるものの他、農林水産省例示の関係例に準拠して作成するものとする。

3 経費の賦課基準の調整に関する事項

(1) 運営事務費

新土地改良区の運営事務に要する経費に充てるための賦課金は、地区内の土地全部につき地積割に賦課する。

合併当初の平成28年度の当該賦課金は、次のとおりとする。

土地改良区名	北秋田市鷹巣	合川町	森吉町	北秋田市綴子
経常賦課金 (円/10a)	2, 100	1, 450	1, 400	2, 400

その後の経常賦課金額については、経営努力に基づき早期に均一化を図ることとし、遅くとも合併後9年度目までには達成する。

(2) 経費の節減

新土地改良区は、組合員の負担を軽減するため、運営事務に要する経費の一層の節減に努める。

(3) 維持管理費

新土地改良区の各土地改良施設の維持管理に要する経費に充てるための賦課金は、当該各施設の維持管理工区毎に、当該維持管理費につき地積割に賦課する。

(4) 維持管理に係る他目的使用料の処理

土地改良施設の維持管理に係る他目的使用料は、当該使用料を徴収すべき対象となる土地改良施設を維持管理する工区の会計に属するものとする。

(5) 事業に関する経費

関係土地改良区が実施した事業及び新土地改良区が実施する事業に要する経費に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(6) 分担金

関係土地改良区が負担団体となる県営事業及び新土地改良区が負担団体となる県営事業の分担金に充てるための経費は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(7) 賦課徴収の方法及び時期

賦課金の徴収方法及び時期は、新土地改良区の総代会で定めるものとする。

(8) 加入金

新たに新土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収することとし、その加入金の額は総代会の議決により定めるものとする。

4 役員の任期及び定数に関する事項

(1) 役員の任期

新土地改良区の役員の任期は、4年とする。

(2) 役員の定数

新土地改良区の役員定数は、地区となる地域の組合員数、地域の面積等を考慮して、理事21人、監事4人とする。ただし、合併後1期目に限り理事25人、監事4人とする。

(3) 役員の選挙

新土地改良区の役員は、総代が総代会において選挙する。

(4) 役員の新被選挙区及び各被選挙区の定数

役員の新被選挙区及び各被選挙区の定数は、次のとおりとする。ただし、2期目以降、関係土地改良区の地区を引き続き被選挙区とするかどうかについては、新土地改良区となってから検討する。

被選挙区	被選挙区域	理事定数	監事定数
第1選挙区	北秋田市鷹巣土地改良区の定款第3条に定める地区	8人 (9人)	4人
第2選挙区	合川町土地改良区の定款第3条に定める地区	6人 (7人)	
第3選挙区	森吉町土地改良区の定款第3条に定める地区	4人 (5人)	
第4選挙区	北秋田市綴子土地改良区の定款第3条に定める地区	3人 (4人)	

( ) は1期目の定数

5 組織及び運営に関する事項

(1) 総代会

新土地改良区は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。

(2) 総代の定数

新土地改良区の総代の定数は、地区となる地域の組合員数、地域の面積等を考慮して60人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりとする。ただし2期目以降、関係土地改良区の地区を引き続き選挙区とするかどうかについては、新土地改良区となってから検討する。

選挙区	選挙区域	総代定数
第1選挙区	北秋田市鷹巣土地改良区の定款第3条に定める地区	23人
第2選挙区	合川町土地改良区の定款第3条に定める地区	18人
第3選挙区	森吉町土地改良区の定款第3条に定める地区	12人
第4選挙区	北秋田市綴子土地改良区の定款第3条に定める地区	7人

(3) 事業年度

新土地改良区の実業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(4) 理事

理事は理事長1人、副理事長3人を互選するとともに、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代理し又は行うため、副理事長及び理事には互選による順位を定める。

(5) 監事

監事は、総括監事1人を互選するとともに、総括監事に事故あるとき又は欠員のときは、その職務を代理し又は行うため、監事には互選による順位を定めるものとする。

(6) 委員会の設置

理事会の補助機関として、各種委員会等を設置できるものとする。

また、関係土地改良区に既設の地区固有の委員会等は、必要に応じこれを存続させることができるものとする。

(7) 地区運営委員会の設置

ア 地区運営委員会は、関係土地改良区の区域の維持管理業務を所掌する。

イ 関係土地改良区の区域から選出された理事から互選された理事が、地区運営委員会の委員長となる。

ウ 各区域の実状に応じて、維持管理組合を設置することができる。

(8) 職員体制

ア 体制・・・ 新土地改良区の職員体制は、関係土地改良区の正職員全員と臨時・嘱託職員数名とする。

イ 退職金・・・ 合併後の退職給与積立金の給付の計算は、関係土地改良区の規程により各職員の勤続年数に応じて積み立てられた給付月数を下回らない月数から計算を開始する。また、給付月数については、新土地改良区の財政状況を勘案して上限を設ける。

ウ 給与・・・ 合併後の職員給与は、県内同一規模土地改良区の水準以下とする。また、給与格差は、段階的に是正する。

6 借入金の償還に関する事項

(1) 長期債務

関係土地改良区の農林漁業関係資金の債務については新土地改良区が承継するものとし、実施した各事業の基準によりそれぞれ賦課するとともに、経理を明確に区分するものとする。

(2) 一時借入金

関係土地改良区をつなぎ資金等の一時借入金は、原則として関係土地改良区が合併日までにそれぞれ償還するものとする。ただし、やむを得ず負債として承継すべき事態が生じた場合には、関係土地改良区において財源確保の措置を講ずる等、その処理について別途協議するものとする。

7 財産の調整に関する事項

(1) 財産の引継ぎ及び処分

関係土地改良区の財産目録記載の財産は、新土地改良区に引き継ぎ、新土地改良区が使用及び収益し、光熱費等の共益費や通常の維持管理に伴う修繕費などを負担することを基本とする。

ただし、合併前に関係土地改良区が所有していた不動産が不要となった場合にあって、当該不動産の処分に伴い発生した損益に限り、会計を区分し、合併前の関係土地改良区の区域内で、利益を享受し又は費用を負担する。

(2) 基金及び積立金

関係土地改良区の従前の基金及び積立金は、それぞれの地区のために活用することを基本とする。

新土地改良区が新たに積み立てする基金及び積立金は、その目的及び管理の方法を明確にし、必要

な管理規程を整備するものとする。

### (3) 未収金

未収金については、関係土地改良区が合併までに解消することを原則とし、合併前に必要に応じ滞納処分等法的処理に踏み込むなど、極力未収金を解消するよう最大限の努力を払う。

ただし、やむを得ず合併後に未収金を引き継ぐ場合は、合併前の他土地改良区に不利益が生じないよう配慮し、該当する土地改良区が、財政調整基金の活用を図るなど責任を持って対処する。

また、新土地改良区となってから過年度分を収入した場合、未収金の回収に要した事務的経費を除いて関係土地改良区の地区に帰属する。

## 8 土地改良区統合整備促進事業費補助金の活用

### (1) 補助金の交付申請主体

土地改良区統合整備促進事業費補助金の交付申請等は、北秋田市土地改良区統合整備推進協議会が行う。

### (2) 付帯施設整備費の調整等

水管理等施設整備費及び業務運営合理化施設整備費として交付を受けた補助金は、新土地改良区施設の整備や会計経理体制の整備を図るため活用するものとする。

## 9 土地改良施設の維持管理に関する事項

土地改良施設の維持管理は、原則として関係土地改良区の地区ごとに維持管理工区を設けて実施するものとする。その他の維持管理に関する事項は、新土地改良区の維持管理計画書に従って、適正な維持管理に努めるものとする。

## 10 合併後の土地改良区の事業計画等に関する事項

### (1) 土地改良事業の実施に関する事項

新土地改良区は、関係土地改良区が実施及び推進していた土地改良事業をすべて承継し、その円滑な推進に努めるとともに、新規事業計画についても、その事業採択に向け努力するものとする。

### (2) その他土地改良区の活性化を図るために必要な事項

土地改良区の合併によって組合員へのサービス低下が生じないよう最大限配慮する。例えば、集落会館等での出張徴収などによる組合員の負担軽減や、繁忙期における職員による施設巡回又は臨時詰所の設置など、維持管理体制の強化等を検討する。

また、合川地区や森吉地区など管内全域の多様な地域活性化に取り組む。例えば、多面的機能支払交付金の事務受託の拡大、その場合の専用窓口や活動拠点の設置等を検討する。

## 3.2 合併予備契約

### 合併予備契約書

北秋田市鷹巣土地改良区、合川町土地改良区、森吉町土地改良区及び北秋田市綴子土地改良区（以下「関係土地改良区」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 関係土地改良区は、合併して新たに土地改良区（以下「新土地改良区」という。）を設立し、関係土地改良区は解散する。

2 合併は、平成28年1月20日を目標とする。

第2条 新土地改良区の設立に必要な行為を行う設立委員の数は次のとおりとし、関係土地改良区の総会又は総代会において、組合員のうちからそれぞれ選任する。

北秋田市鷹巣土地改良区 5人

合川町土地改良区 5人

森吉町土地改良区 5人

北秋田市綴子土地改良区 5人

2 設立委員で構成する設立委員会の運営及びその経費の負担は、付属書北秋田市土地改良区設立委員会規程による。

（新土地改良区定款の基本事項）

第3条 新土地改良区の定款作成の基本となる事項は、次のとおりとする。

（1） 名称は、北秋田市土地改良区とする。

（2） 地区は、関係土地改良区の定款に定める地域とする。

（3） 事業は、関係土地改良区の定款に定める全ての事業とする。

（4） 事務所は、北秋田市栄字太田9番地2に置く。

（5） 総代の定数は60人とし、選挙区及び各選挙区の定数は次のとおりとする。ただし、2期目以降、関係土地改良区の地区を引き続き選挙区とするかどうかについては、新土地改良区となってから検討する。

【表は省略（統合整備計画に同じ）】

（6） 役員の任期、定数は次のとおりとする。

ア 役員は、総代が総代会において選挙する。

イ 役員の任期は、4年とする。

ウ 役員定数は、理事21人、監事4人とする。ただし、合併後1期目に限り理事25人、監事

4人とする。

エ 役員の被選挙区及び各被選挙区の定数は、次のとおりとする。ただし、2期目以降、関係土地改良区の地区を引き続き被選挙区とするかどうかについては、新土地改良区となってから検討する。

【表は省略（統合整備計画に同じ）】

(7) 運営事務及び事業に要する経費並びに県営土地改良事業の分担金の賦課は、次により行う。

ア 賦課基準

(ア) 運営事務に要する経費に充てるための賦課金は、地区内の土地全部につき地積割に賦課する。合併当初の平成28年度の当該賦課金は、次のとおりとする。

【表は省略（統合整備計画に同じ）】

経常賦課金額については、経営努力に基づき早期に均一化を図ることとし、遅くとも合併後9年度目までには達成する。

(イ) 各土地改良施設の維持管理に要する経費に充てるための賦課金は、当該各施設の維持管理工区毎に、当該維持管理費につき地積割に賦課する。

(ウ) 土地改良施設の維持管理に係る他目的使用料は、当該使用料を徴収すべき対象となる土地改良施設を維持管理する工区の会計に属するものとする。

(エ) 関係土地改良区が実施した事業及び新土地改良区が実施する事業に要する経費に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(オ) 県営土地改良事業の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

イ 賦課徴収の方法及び時期

賦課金の徴収方法及び時期は、新土地改良区の総代会で定めるものとする。

(8) 役員に関する事項は次のとおりとする。

ア 理事

理事は理事長1人、副理事長3人を互選するとともに、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠員のときは、その職務を代理し又は行うため、副理事長及び理事には互選による順位を定めるものとする。

イ 監事

監事は、総括監事1人を互選するとともに、総括監事に事故あるとき又は欠員のときは、その職務を代理し又は行うため、監事には互選による順位を定めるものとする。

(9) 公告は、事務所の掲示場及び北秋田市の掲示場に掲示し、必要があるときは、その内容を書面をもって組合員に通知し、又は新聞等に掲載するものとする。

(10) 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務等の確認)

第4条 関係土地改良区は、平成27年8月中旬までに同年6月30日（以下「合併財務等確認日」

という。)現在の次に掲げる書類を交換し、相互に確認する。

- (1) 仮事業報告書
- (2) 仮収支決算書
- (3) 財産目録
- (4) 前3号に掲げる書面の合併財務等確認日から合併予定日(平成28年1月20日)までの事業、収支、財産の変動予定を記載した書面

2 関係土地改良区は、合併財務等確認日以後、前項4号の書面に記載された事項に変更を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ関係土地改良区の代表者の承認を得なければならない。

3 関係土地改良区は、合併日前日現在の事業報告書、収支決算書及び財産目録並びに第1項第4号の書面の精算内訳書を作成する。

#### (財産の管理等)

第5条 関係土地改良区は、この契約締結後、合併に至るまで、善良な管理者の注意をもって業務を運営し、財産を管理しなければならない。

#### (財産等の引継ぎ及び処分)

第6条 関係土地改良区の財産目録記載の財産は、新土地改良区に引き継ぎ、新土地改良区が使用及び収益し、光熱費等の共益費や通常の維持管理に伴う修繕費などを負担することを基本とする。

ただし、合併前に関係土地改良区が所有していた不動産が不要となった場合にあって、当該不動産の処分に伴い発生した損益に限り、会計を区分し、合併前の関係土地改良区の区域内で、利益を享受し又は費用を負担する。

2 関係土地改良区の従前の基金及び積立金は、それぞれの地区のために活用することを基本とする。

#### (瑕疵があった場合の責任)

第7条 新土地改良区が合併により引き継ぐ各種書類の誤謬若しくは脱落、引き継いだ財産中の隠れた瑕疵又は、第4条第2項の承認を受けないでした行為により、新土地改良区が損害をこうむった場合であって、その損害が関係土地改良区の役員に悪意又は重大な過失があったことに起因するときは、その関係土地改良区の役員は、個人の資格において連帯して新土地改良区に対してその損害額の補てんをするものとする。

#### (事業計画)

第8条 新土地改良区は、関係土地改良区が実施及び推進していた土地改良事業をすべて承継し、その円滑な推進に努めるとともに、新規事業計画についても、その事業採択に向け努力するものとする。

#### (職員の引き継ぎ)

第9条 新土地改良区の職員体制は、関係土地改良区の正職員全員と臨時・嘱託職員数名とする。

(合併総(代)会)

第10条 関係土地改良区は、平成27年9月中旬までに総会又は総代会を開催し、次の事項を議決するものとする。

- (1) 合併の承認
- (2) 合併予備契約書の承認
- (3) 設立委員の選任
- (4) 第4条第1項に掲げる書類等

(契約の解除)

第11条 この契約の締結の日から合併日までの間において、天災その他不測の事由又はかくれた重大な瑕疵により、関係土地改良区の財産又は合併の基本的な条件に係る事項に重大な変動が生じた場合は、関係土地改良区は協議の上、この契約を変更し又は解除することができる。

(補助金の交付申請等)

第12条 土地改良区統合整備促進事業費補助金の交付申請等は、北秋田市土地改良区統合整備推進協議会が行うものとする。

(雑則)

第13条 合併に関し新たな取り決めを必要とするとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、関係土地改良区の各代表者が協議の上決定する。

(契約の効力)

第14条 この契約は、第10条に規定する総会又は総代会の承認を得たときは、合併契約としてその効力を生ずる。

以上の証として本書5通を作成し、関係土地改良区の代表者並びに立会人署名押印の上、各々その1通を保有する。

平成27年6月12日

北秋田市栄字太田9番地2 北秋田市鷹巣土地改良区 理事長 自署 押印

北秋田市新田目字大野82番地2 合川町土地改良区理事長 自署 押印

北秋田市米内沢字七曲51番地 森吉町土地改良区理事長 自署 押印

北秋田市綴子字掛泥道下210番地 北秋田市綴子土地改良区理事長 自署 押印

立会人 北秋田市花園町19番1号 北秋田市長

.....

付属書 北秋田市土地改良区設立委員会規程

第1条 この委員会は、土地改良法第73条第1項の規定及び合併予備契約書に基づき、北秋田市土地改良区の設立に関する一切の業務を行うことを目的とする。

第2条 この委員会は、北秋田市土地改良区設立委員会（以下「委員会」という。）という。

2 設立委員の数は次のとおりとし、関係土地改良区の総会又は総代会において、組合員のうちからそれぞれ選任する。

北秋田市鷹巣土地改良区 5人、合川町土地改良区 5人、森吉町土地改良区 5人、北秋田市綴子土地改良区 5人

第3条 委員会に、委員長1名、副委員長3名を置き、各土地改良区から1名ずつとして設立委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、あらかじめ定めた順位に従い委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4条 委員会は委員長が招集し議長となる。ただし、最初の委員会は、合併予備契約書の立会人である北秋田市長が招集する。

2 委員会は、各土地改良区の設立委員及び総定数の3分の2以上の設立委員が出席しなければ会議を開くことができない。

第5条 委員会の事務局は、委員長の属する土地改良区に置き、委員会の事務を処理する。

2 事務局に事務局長1名、事務職員若干名を置き、委員長が委嘱する。

3 事務局長は委員長の命を受け、委員会の事務を掌理する。

第6条 委員会の運営に要する経費は、関係土地改良区の負担とし、その割合は委員会で定める。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

### 3.3 個別事項の検討結果について

21項目		決定事項
	【基本事項】	1 統合整備に向けた各土地改良区の向きかつ真摯な取組を踏まえ、他の土地改良区の対処方針を尊重しながら、統合整備後の全体状況が最適となるように努める。 2 各土地改良区の合併以前の懸案に起因する不利益が、他の土地改良区に生じないよう配慮する。
1	合併の方法	新設合併
2	総会または総代会	総代会制
3	総代の定数	60人とする。
4	役員の定数	合併後1期目は29人とし、2期目以降は25人とする。
5	役員の任期	4年
6	理事長の勤務形態	非常勤
7	役員報酬	理事長 720,000円、副理事長 80,000円、会計担当理事 70,000円、理事 70,000円、総括監事 80,000円、監事 70,000円、総代日当 4000円、役員日当 4,000円
8	経常賦課金	経常賦課金額については、経営努力に基づき早期に均一化を図ることとし、遅くとも合併後9年度目までには達成する。
9	未収賦課金	解消できない場合は、新土地改良区に引き継ぐが、回収不能分は新土地改良区には持ち込まない。(新土地改良区になってから過年度分を収入した場合の受入方法は、基本的には旧土地改良区に帰属する。)  なお、合併前に必要に応じ滞納処分等の処理に踏み込むなど、極力未収金を解消するよう最大限の努力を払う。 ただし、やむを得ず合併後に未収金を引き継ぐ場合は、基本事項の第2項に基づき、該当する土地改良区が、財政調整基金の活用を図るなど、責任を持って対処する。  【以下、H27.8.20拡大幹事会で追加】 平成28年度以降、新土地改良区になってから平成27年度以前の未収金を回収するに当たっては、担当理事等が回収業務を行うものとし、その必要経費については、当該関係土地改良区で措置する。 ・ 滞納者が債務を納入した場合の新土地改良区としての収入の方法は、現年度の債務から充当する。 ・ 平成27年度以前の未収金を職員が回収した場合は、当該回収額を新旧土地改良区で折半する。
10	借入金	長期債務：実施した事業の基準により賦課する。(経理を明確に区分する。) 一時借入金：原則関係土地改良区が合併日までに償還(やむを得ず承継すべき事態が生じた場合はその処理について別途協議)
11	職員の待遇	職員体制は正職員全員と臨時・嘱託職員数名とする。 給与は、県内同一規模土地改良区の水準以下とする。 給与格差は、段階的に是正する。
12	新土地改良区の名称	北秋田市土地改良区
13	新事務所の場所	北秋田市鷹巣土地改良区(北秋田市栄字太田9-2)の現事務所とする。  1 土地改良区の合併によって組合員へのサービス低下が生じないよう最大限配慮する。 例えば、集落会館等での出張徴収等による組合員の負担軽減や、繁忙期における職員による施設巡回又は臨時詰所の設置など、維持管理体制の強化等を検討する。  2 合川地区や森吉地区など管内全域で多様な地域活性化に取り組む。 例えば、多面的機能支払交付金の事務受託の拡大、その場合の専用窓口や活動拠点の設置等を検討する。
14	定款・諸規程の調整	国の例に準拠して作成
15	総代の選挙区及び各選挙区の定数	旧土地改良区単位とし、人数の配分方法は、組合員数と管理面積で按分する。(鷹巣23人、合川18人、森吉12人、綴子7人)
16	役員選挙又は選任の方法	総代が総代会で役員を選挙する。
17	役員候補選挙区及び各被選挙区の定数	旧土地改良区単位とし、人数の配分方法は、組合員数と管理面積で按分する。(1期目：鷹巣10人、合川8人、森吉6人、綴子5人 2期目：鷹巣9人、合川7人、森吉5人、綴子4人)
18	組織及び運営	副理事長は当面は3人、総括監事は互選、委員会は設置可
19	財産の調整	財産目録記載の財産→新土地改良区に引き継ぐ。 財調、基金等の個別財産→その地区で活用する。 合併後新たに積立する財調等→合併後に審議する。  ○関係土地改良区の財産目録記載財産の権利義務は、基本的に新土地改良区に引き継ぐ。その場合、合併前の所有権を有する関係土地改良区の地区が管理し活用するとともに処分を行うものとする。 新土地改良区で共用する土地や建物について、不要となった際の解体費用や将来的な売却益に関し、合併前の土地改良区の責任と権利義務に基づき処理するものとする。賃貸借料については、無償とする。 ただし、光熱水費等の共益費や通常の維持管理に伴う修繕費などについては、新土地改良区全体で負担する。  ○合併後の退職給与積立金の給付の計算は、関係土地改良区の規程により各職員の勤続年数に応じて積み立てられた給付月数を下回らない月数から計算を開始する。 また、給付月数については、新土地改良区の財政状況を勘案して上限を設ける。
20	土地改良施設の維持管理	新土地改良区の維持管理計画書により適正に管理する。
21	事業計画	新土地改良区は、関係土地改良区が実施、推進していた事業をすべて承継する。 また、新規事業についても事業採択に向け努力する。

## 第4章

### 研究会及び協議会の議事運営



大区画ほ場整備実施地区から「笑う岩偶」が出土  
(白坂地区)

## 第4章 研究会及び協議会の議事運営事項

### 4.1 委員及び幹事

#### (1) 北秋田市土地改良区統合整備研究会

##### ①委員名簿

	団 体 名	役 職	氏 名
1	北秋田市綴子土地改良区	理事長	三 澤 敏 行
2	北秋田市綴子土地改良区	副理事長	米 沢 正 一
3	北秋田市綴子土地改良区	理事	佐 藤 元 一
4	北秋田市綴子土地改良区	理事	村 上 三 雄
5	北秋田市綴子土地改良区	総括監事	佐 藤 清 一
6	北秋田市鷹巣土地改良区	理事長	長 岐 洋 一
7	北秋田市鷹巣土地改良区	副理事長	長 崎 克 彦
8	北秋田市鷹巣土地改良区	副理事長	畠 山 国 芳
9	北秋田市鷹巣土地改良区	理事	成 田 光 弘
10	北秋田市鷹巣土地改良区	総括監事	佐 藤 三 七
11	森吉町土地改良区	理事長	春 日 正 一
12	森吉町土地改良区	副理事長	鈴 木 由 太 郎
13	森吉町土地改良区	理事	工 藤 要 吉
14	森吉町土地改良区	理事	柴 田 豊 吉
15	森吉町土地改良区	総括監事	森 川 作 治
16	合川町土地改良区	理事長	鈴 木 勲
17	合川町土地改良区	副理事長	小 林 均
18	合川町土地改良区	副理事長	福 岡 昌 樹
19	合川町土地改良区	理事	三 浦 淳 蔵
20	合川町土地改良区	総括監事	関 富 五 郎
21	北秋田市産業部農林課	課長	九 嶋 巧
22	北秋田地域振興局農林部農村整備課	課長	村 上 旬
23	秋田県土地改良事業団体連合会北事務所	所長	堀 井 股 次

②幹事名簿

	団 体 名	役 職	氏 名
1	北秋田市綴子土地改良区	事務統括	三 澤 民 男
2	北秋田市鷹巣土地改良区	事務局長	山 内 幸 雄
3	森吉町土地改良区	職員	宮 野 明 美
4	合川町土地改良区	職員	杉 渕 友 紀
5	北秋田市産業部農林課農業振興班	班長	上 杉 実
6	北秋田地域振興局農林部農村整備課管理班	班長	工 藤 淳
7	秋田県土地改良事業団体連合会総務企画部	次長兼班長	渡 部 敏 行

(2) 北秋田市土地改良区統合整備推進協議会

① 委員名簿

No	役 職	所 属		氏 名
		団 体 名 等	役 職	
1	会 長	北秋田市	市 長	津 谷 永 光
2	副会長	北秋田市鷹巣土地改良区	理 事 長	成 田 光 弘
3	副会長	合川町土地改良区	理 事 長	鈴 木 勲
4	副会長	森吉町土地改良区	理 事 長	春 日 正 一
5	副会長	北秋田市綴子土地改良区	理 事 長	米 澤 一
6	副会長	北秋田市	副 市 長	虻 川 広 見
7	委 員	北秋田市鷹巣土地改良区	副理事長	長 岐 洋 一
8	委 員	北秋田市鷹巣土地改良区	理 事	佐 藤 重 光
9	委 員	北秋田市鷹巣土地改良区	総括監事	佐 藤 三 七
10	委 員	合川町土地改良区	副理事長	福 岡 昌 樹
11	委 員	合川町土地改良区	理 事	奈 良 吉 五 郎
12	委 員	合川町土地改良区	理 事	土 濃 塚 謙 一 郎
13	委 員	森吉町土地改良区	副理事長	柴 田 豊 吉
14	委 員	森吉町土地改良区	理 事	武 石 富 雄
15	委 員	森吉町土地改良区	理 事	三 浦 啓 治
16	委 員	森吉町土地改良区	総括監事	森 川 作 治
17	委 員	北秋田市綴子土地改良区	副理事長	工 藤 文 一 郎
18	委 員	北秋田市綴子土地改良区	理 事	村 上 三 雄
19	委 員	北秋田市綴子土地改良区	理 事	藤 島 喜 美 男
20	委 員	北秋田市綴子土地改良区	理 事	三 沢 博 隆
21	委 員	秋田県土地改良事業団体連合会	総務企画部次長	渡 部 敏 行
22	委 員	北秋田市	産業部長	九 嶋 巧
23	委 員	北秋田市	農林課長	工 藤 清 隆
24	委 員	北秋田地域振興局 農林部	農村整備課長	石 井 公 人
25	監 事	北秋田市鷹巣土地改良区	副理事長	長 崎 克 彦
26	監 事	合川町土地改良区	副理事長	小 林 均

② 幹事名簿

No	役 職	所 属		氏 名
		団 体 名 等	役 職	
1	幹事長	北秋田市 産業部	農林課長	工 藤 清 隆
2	幹 事	北秋田市鷹巣土地改良区	事務局長	山 内 幸 雄
3	幹 事	合川町土地改良区	職 員	杉 渕 友 紀
4	幹 事	森吉町土地改良区	職 員	宮 野 明 美
5	幹 事	北秋田市綴子土地改良区	事務統括	三 澤 民 男
6	幹 事	秋田県土地改良事業団体連合会	北事務所長	佐 藤 求
7	幹 事	北秋田市 産業部 農林課	農業振興係長	上 杉 実
8	幹 事	北秋田市 産業部 農林課	主 査	高 橋 晃
9	幹 事	北秋田地域振興局 農林部 農村整備課	管理班長	大 石 勝
10	幹 事	北秋田地域振興局 農林部 農村整備課	主 査	藤 原 久 志

## (3) 北秋田市土地改良区設立委員会

【委員】			
役職	氏名	所 属 (役職)	備考
委員長	成田 光弘	北秋田市鷹巣土地改良区 理事長	
副委員長	鈴木 勲	合川町土地改良区 理事長	
〃	春日 正一	森吉町土地改良区 理事長	
〃	米澤 一	北秋田市綴子土地改良区 理事長	
監事	長崎 克彦	北秋田市鷹巣土地改良区 副理事長	
〃	小林 均	合川町土地改良区 副理事長	
委員	長岐 洋一	北秋田市鷹巣土地改良区 副理事長	
〃	佐藤 重光	北秋田市鷹巣土地改良区 理事	
〃	佐藤 三七	北秋田市鷹巣土地改良区 総括監事	
〃	福岡 昌樹	合川町土地改良区 副理事長	
〃	奈良 吉五郎	合川町土地改良区 理事	
〃	土濃 塚謙一郎	合川町土地改良区 理事	
〃	柴田 豊吉	森吉町土地改良区 副理事長	
〃	武石 富雄	森吉町土地改良区 理事	
〃	三浦 啓治	森吉町土地改良区 理事	
〃	白澤 俊孝	森吉町土地改良区 理事	
〃	工藤 文一郎	北秋田市綴子土地改良区 副理事長	
〃	村上 三雄	北秋田市綴子土地改良区 理事	
〃	藤島 喜美男	北秋田市綴子土地改良区 理事	
〃	三沢 博隆	北秋田市綴子土地改良区 理事	
【オブザーバー】			
役職	氏名	所 属 (役職)	備考
—	石井 公人	北秋田地域振興局農村整備課 課長	
—	藤原 久志	北秋田地域振興局農村整備課 主査	
—	佐藤 求	秋田県土地改良事業団体連合会 北事務所長	
—	高橋 晃	北秋田市産業部農林課 主査	
【事務局】			
役職	氏名	所 属 (役職)	備考
事務局長	山内 幸雄	北秋田市鷹巣土地改良区 事務局長	
職員	成田 敏之	北秋田市鷹巣土地改良区 管理責任者	
〃	宮野 尚法	北秋田市鷹巣土地改良区 書記	
〃	齋藤 真澄	合川町土地改良区 職員	
〃	杉 渕 友紀	合川町土地改良区 職員	
〃	宮野 明美	森吉町土地改良区 職員	
〃	菅原 千愛美	森吉町土地改良区 職員	
〃	三澤 民男	北秋田市綴子土地改良区 事務統括	
〃	佐藤 則子	北秋田市綴子土地改良区 庶務責任者	
〃	三沢 諭司	北秋田市綴子土地改良区 事業担当	

## 4.2 予算

### (1) 収入収支決算の総括

年度	区分	収入 ①	収支 ②	差引①-②～繰越
23	研究会	300,000	300,000	0
24	研究会	404,793	370,707	34,086
25	研究会	454,091	58,975	395,116
〃	協議会	737,148	582,095	155,053
26	協議会	1,025,106	910,794	114,312
27	協議会	3,469,000	3,469,000	0
〃	設立委員会	3,469,000	未決算	

### (2) 収支予算・決算の状況

#### ① 平成23年度研究会予算

○収入の部			(単位 円)
項目	予算額	内訳	
助成金	300,000	土地改良統合整備対策助成金	200,000
		北秋田市土地改良区連絡協議会助成金	100,000
収入合計	300,000		
○支出の部			(単位 円)
項目	予算額	内訳	
会議費	270,000	費用弁償等	
需用費	20,000	消耗品等	
役務費	10,000	切手等	
支出合計	300,000		
	収入の部総額		300,000 円
	支出の部総額		300,000 円
	差引残額		0 円

② 平成 24 年度研究会決算

○収入の部		(単位 円)	
項 目	決算額	内 訳	
助成金	255,780	秋田県土地改良事業団体連合会 土地改良区統合整備対策助成金	200,000
		北秋田市土地改良区連絡協議会助成金	55,780
雑入	149,013	負担金	149,000
		預金利息	13
収入合計	404,793		
○支出の部		(単位 円)	
項 目	決算額	内 訳	
会議費	183,127	研究会等	183,127
事業費	184,010	研修会(12月12日)開催	184,010
役務費	3,570	手数料(振込手数料)	3,570
支出合計	370,707		
	収入計	404,793	円
	支出計	370,707	円
	差引(次年度繰越分)	34,086	円

③ 平成 25 年度研究会決算

○収入の部				(単位 円)	
項 目	決算額	予算額	増 減	内 訳	
繰越金	34,086	34,086	0	平成24年度繰越金	
助成金	420,000	420,000	0	北秋田市土地改良区連絡協議会助成金	420,000
雑入	5	914	△ 909	預金利息等	
収入合計	454,091	455,000	△ 909		
○支出の部				(単位 円)	
項 目	決算額	予算額	増 減	内 訳	
会議費	8,575	100,000	△ 91,425	4/15、8/8研究会 お茶代	
事業費	0	0	0		
需用費	50,400	75,000	△ 24,600	印刷製本費(啓発チラシ作製)	
役務費	0	10,000	△ 10,000		
予備費	0	270,000	△ 270,000		
支出合計	58,975	455,000	△ 396,025		
	収入の部総額		454,091 円		
	支出の部総額		58,975 円		
	差引残額		395,116 円		
<p>◎ 差引残額 395,116円 は、北秋田市土地改良区統合整備推進協議会への繰越金とする。</p>					

④ 平成 25 年度協議会決算

○収入の部				(単位 円)	
項 目	決算額	予算額	増 減	内 訳	
繰入金	395,121	395,121	0	研究会残余財産(解約預金利息含む)	
補助金	342,000	342,000	0	土地改良区統合整備促進事業費補助金	342,000
雑入	27	879	△ 852	預金利息等	
収入合計	737,148	738,000	△ 852		
○支出の部				(単位 円)	
項 目	決算額	予算額	増 減	内 訳	
会議費	185,417	270,000	△ 84,583	8/30、2/26費用弁償およびお茶代、3/6費用弁償	
事業費	378,951	430,000	△ 51,049	3/6先進地視察研修	
需用費	16,875	16,000	875	角印代¥15,750、封筒代¥1,125	
役務費	852	11,000	△ 10,148	振込手数料	
予備費	0	11,000	△ 11,000		
支出合計	582,095	738,000	△ 155,905		
収入の部総額			737,148 円		
支出の部総額			582,095 円		
差引残額			155,053 円		
◎ 差引残額 155,053円 は、次年度繰越金とする。					

⑤ 平成 26 年度協議会決算

収入の部

(単位：円)

項 目	決算額	予算額	増 減	内 訳
繰越金	155,053	155,053	0	前年度繰越金
補助金	600,000	600,000	0	土地改良区統合整備促進事業費補助金
雑 入	20,053	947	19,106	預金利息、研修会寸志
助成金	250,000	0	250,000	土地改良区連絡協議会助成金
収入合計	1,025,106	756,000	269,106	

支出の部

(単位：円)

項 目	決算額	予算額	増 減	内 訳
会議費	290,860	345,000	△54,140	費用弁償 (6/4, 9/5, 2/25, 3/10) 256,000 お茶、弁当代 34,860
事業費	617,744	396,000	221,744	先進地視察研修 (3/10・11) 593,984 各土地改良区主要施設現地調査バス借上料 23,760
需用費	2,190	8,000	△5,810	各土地改良区主要施設現地調査バス燃料
役務費	0	2,000	△2,000	
予備費	0	5,000	△5,000	
支出合計	910,794	756,000	154,794	

収入の部総額 1,025,106 円  
 支出の部総額 910,794 円  
 差引残額 114,312 円

◎ 差引残額 114,312円 は、次年度繰越金とする。

⑥平成 27 年度協議会補正予算（設立委員会に移行）

○収入の部

（単位：円）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考（内訳）
繰越金	114,312	0	114,312	前年度繰越額
補助金	3,474,000	△120,000	3,354,000	土地改良区統合整備促進事業費補助金 計画樹立費 600,000 管理再編整備費 2,754,000
雑入	688	0	688	預金利息
収入合計	3,589,000	△120,000	3,469,000	

○支出の部

（単位：円）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考（内訳）
会議費	190,000	0	190,000	費用弁償（¥4,000×20人×2回） 会議経費（会場借上等）
事業費	3,084,000	△330,000	2,754,000	管理再編計画策定等
需用費	270,000	210,000	480,000	消耗品費（紙等） 印刷製本費（予備調印関係等）
役務費	40,000	0	40,000	郵券料等 手数料（振込、折込等）
予備費	5,000	0	5,000	
支出合計	3,589,000	△120,000	3,469,000	